

「自由主義憲法の批判的研究」

町井和朗

(法学部教授)

アメリカ憲法学界における現在の主流は、いわゆるリベラル的思考であるが、それに対して近年、共同体論等の立場からの批判が見られる。当研究班は、この論争の一側面である group libel の憲法上の当否について検討している。問題に関する基本的資料(判例、著書、論文等)は既にかなり手元に揃っているが、不足するものについては、1990年の年末から1991年の年初にかけて米国に資料収集に出かけてくる予定である。